

No.	質問	回答
1	鹿児島県外の出身でも、補助の対象になりますか。	申請時点で鹿児島県外にお住まいであれば、出身地に限らず申請可能です。
2	鹿児島県内に居住し、県外の大学等に通学している場合は補助対象になりますか。	鹿児島県内にお住まいの方は対象外です。
3	鹿児島県外に居住し、県内の大学に通学している場合は補助対象になりますか。	県内の大学等に在籍している方は対象外です。
4	企業独自の奨学金を受給している場合も補助対象となりますか。	当該補助金は、インターンシップや就職活動を通じて県内企業を知ることにより、県内就職を促進することを目的としているため、企業・市町村等からリターンを前提とした奨学金を受給している場合は対象外です。
5	教育実習も補助の対象になりますか。	教育実習は教員免許等の資格を取得することを目的としているため対象外です。
6	内定後の活動は補助の対象になりますか。	内定後の内定先に関する活動（例：内定後の会社説明会、内定者懇親会、内定式、引っ越し等）の費用については、対象外です。
7	交通手段はどのような方法でもよいですか。	鉄道・航空・高速バスを利用した場合が対象となります。路線バスや自動車（ガソリン代含む）及びタクシー利用などの経費は対象なりません。
8	補助金はいつ、どのように受け取ることができますか。	申請後、申請書類等に不備がなければ交付決定通知書をお送りし、その後約1ヵ月以内に申請のあった口座に南日本新聞社名義『かみミニボーンシップンジャ』で振り込みます。ただし、年末年始や年度末は振込が遅れることがありますので、あらかじめご了承ください。
9	合同企業説明会に参加した場合、「補助金交付申請に係る訪問先企業証明書」は誰に記載してもらえばよいですか。	合同企業説明会内で説明を受けた個別企業ブースの担当者に記載をお願いしてください。